

手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求人又は求職（取扱職業のうち保健婦、助産師、看護師、家政婦(夫)の場合のみ)の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人の受付 1 件につき 660 円 を求人者から
求職の受付 1 件につき 660 円 を求職者から

ただし、同一の求職者にかかる求職の申込みの受理が 1 ヶ月に 3 件を超える場合には、1 ヶ月につき 3 件分を超えては申し受けません。

2 上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の 1 又は 2 のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き 6 ヶ月を超えて雇用された場合は、6 ヶ月を超えた雇用については申し受けません。

- 1 支払われた賃金の 10.3 % に相当する額(2 に該当する場合は 2 に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。)
- 2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き 6 ヶ月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれか大きい額
 - ① 当該 6 ヶ月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額の 10.3 % に相当する額
 - ② 当該 6 ヶ月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び 3 ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の 13.9 % に相当する額

3 労働保険第二種特別加入保険料に充てるべき手数料

個人家庭において、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第 2 条第 1 項」に規定する介護関係業務に係る作業であって、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係る作業に従事する看護婦(師)・家政婦(夫)に関しては、労働保険第二種特別加入保険料に充てるべき手数料として、支払われた賃金の 5.5/1,000 を手数料の合計額に上乗せして徴収します。(ただし、看護婦(師)・家政婦(夫)が特別加入した場合に限る。)

※本所は、返戻金制度を取り扱っておりません。

令和 2 年 10 月 1 日
許可番号 40—ユ—030012
株式会社 銀水会
銀水看護婦家政婦(夫)紹介所